

一般教育訓練明示書

講 座 の 名 称		東京医科大学大学院看護学研究科修士課程看護学専攻高度実践看護師コース			
実 施 方 法		① 通学（ 昼間 ・ 夜間 ・ 土日 ） ② 通信 スクーリング（回数 回）			
指定講座番号（15桁）		—		—	
講 座 の 創 設 年 月 日		一般教育訓練給付金対象 講座の指定期間 令和7 年 4月1日		過 去 一 年 の 講 座 実 績	入講者数（累積）（ 〇人） 修了者数 （ 〇人）
訓 練 期 間		24ヶ月		総 訓 練 時 間 960時間	
1. 教 育 訓 練 目 標					
①取得目標とする資格の名称、目標レベル			修士（看護学）、がん看護・精神看護・小児看護専門看護師認定審査受験資格		
②①に係る資格・試験等の実施機関名称			東京医科大学大学院		
③当該資格等を取得するための要件または受験資格等			2年以上在籍し講義と演習実習を受講の上、修了要件の必要単位数を修得し研究指導を受け課題研究論文審査および最終試験に合格することによって本課程を修了する。共通基礎科目16単位以上、専門科目24単位以上、研究科目（課題研究）4単位の計44単位以上。		
④当該技能・知識の習得が必須又は有利となる職種・職務及び習得された技能・知識が活用されている業界と活用状況			医療業界		
2. 教 育 訓 練 の 内 容					
教 科 （カリキュラム）			時 間	使 用 教 材 名	
別紙参照			960	シラバス参照 https://www.tokyo-med.ac.jp/graduate-n/media/docs/syllabus2026.pdf	
3. 受 講 者 と な る た め の 要 件（この講座を受講するために必要とされている条件など）					
①受講するに当たって必要な実務経験等			入学時点で各専門分野における看護実務経験を3年以上有する者		
②受講者が受講に最低限有しておくべき資格・技能・知識等の内容及びその水準			学校教育法第102条に規定する大学院に入学することができる者及び本学大学院が認める者		
③その他			特になし		

一般教育訓練明示書

4. 教育訓練の受講の実績及び目標達成の状況					
(1) 資格取得状況					
① 前年度内の受講修了者数	—	人			
② ①のうち目標資格の受験者数	—	人	受験率(②/①)	—	%
③ ②のうち合格者数	—	人	合格率(③/②)	—	%
④ 上記②・③の回答者数	—	人			
(2) 受講修了者による講座の評価等					
① 回答者総数					
② 受講開始時の就業状況等	1 正社員	—	人	②A: 就業者計	
	2 非正社員、派遣社員	—	人		
	3 その他の就業(自営業等)	—	人		
	4 非就業	—	人	②B: 非就業者計	
③ 受講開始前と現在の就業先の変化	1 受講開始時の就業先と現在の就業先は同じ	—	人	③の回答数合計 ※②Aと同数(又はそれ以下)	
	2 受講開始時の就業先と現在の就業先(自営業等含む)は異なる(専	—	人		
	3 受講開始時は就業していたが、現在は就業していない	—	人		
④ 受講後の就業形態	1 正社員	—	人	④A: 就業者計	
	2 非正社員、派遣社員	—	人		
	3 その他の就業(自営業等)	—	人		
	4 非就業者	—	人	④B: 非就業者計	
⑤ 受講後の賃金変化	1 3割以上増加した	—	人	⑤の回答数合計 ※④Aと同数(又はそれ以下)	
	2 1割以上3割未満増加した	—	人		
	3 1割未満増加した	—	人		
	4 変わらない	—	人		
	5 1割未満減少した	—	人		
	6 1割以上3割未満減少した	—	人		
	7 3割以上減少した	—	人		
⑥ 講座の受講の効果	1 処遇の向上(昇進、昇格、資格手当等)に役立つ	—	人	⑥の回答数合計	
	2 配置転換等により希望の業務に従事できる	—	人		
	3 社内外の評価が高まる	—	人		
	4 早期に転職・再就職できる	—	人		
	5 希望の職種・業界に転職・再就職できる	—	人		
	6 より良い条件(賃金等)で転職・再就職できる	—	人		
	7 趣味・教養に役立つ	—	人		
	8 その他の効果	—	人		
	9 特に効果はない	—	人		
⑦ 受講開始時に就業していなかった受講者の就業状況	1 受講中又は受講修了後3か月以内に就職した	—	人	⑦の回答数合計 ※②Bと同数(又はそれ以下)	
	2 受講修了後3～6か月以内に就職した	—	人		
	3 受講修了後6～12か月以内に就職した	—	人		
	4 就職していない	—	人		
⑧ 講座の全体評価	1 大変満足	—	人	⑧の回答数合計 ※①と同数(又はそれ以下)	
	2 おおむね満足	—	人		
	3 どちらとも言えない	—	人		
	4 やや不満	—	人		
	5 大いに不満	—	人		
(3) 受講者、受給者の修了後の状況(就職等の状況、受講修了者による教育訓練への評価状況、受講後の職務内容変化等の処遇改善の状況、一定期間内でのキャリアアップ成果やその事例、在籍・採用企業の側の評価 等)					
5. 教育訓練の受講による効果の把握及び測定の方法並びにそのレベルを受講者に対して明らかにするための具体的な方法					
1に掲げた教育訓練目標に対する技能・知識のレベル到達度の把握・測定方法	卒業単位を満たし卒業試験合格				
(通信制講座の場合) スクーリングの実施場所、時期、期間・回数					
6. 修了を認定するための基準並びに修了を認定する時期及びその方法					
2年以上在籍し講義と演習実習を受講の上、修了要件の必要単位数を修得し研究指導を受け課題研究論文審査および最終試験に合格することによって本課程を修了する。共通基礎科目16単位以上、専門科目24単位以上、研究科目(課題研究)4単位の計44単位以上。					

一般教育訓練明示書

7. 受講中又は修了後における受講者に対する指導及び助言並びに支援の方法		
(1) 受講中の者に対する習得度・理解度に関する具体的な助言・指導の方法	各学年の5月と11月に学習の進捗に関する面談を行う。研究指導を受ける複数の教員と、履修状況と修士論文あるいは課題研究の進捗、修士課程全般の学修に関し面談を実施する。	
(2) 受講中又は修了時における資格取得・就職への具体的なバックアップ体制 (例: 資格取得関連情報や資格関連職種の求人情報の提供方法、早期就職に向けた具体的な相談体制の整備状況)	履修モデルを提示し、学生に対して効果的な履修計画の立て方を指導する。 求人情報を掲示することで、学生が多様な就職先にアクセスできる環境を整えている。	
8. その他の事項		
指定教育訓練実施者名 及び代表者名	学校法人東京医科大学 (代表者名: 林由起子)	
住所及び連絡先	〒160-8402 新宿区新宿6-1-1 TEL 03-3351-6141	
施設名称及び施設長名	東京医科大学 (施設長: 宮澤啓介)	
住所及び連絡先	〒160-8402 新宿区新宿6-1-1 TEL 03-3351-6141	
給付制度担当部署・者	総合事務センター (担当者: 柴田恭弘 重竹日菜子)	
連絡先	TEL 03-3351-6141	
一般教育訓練経費 支払い方法	1. 一般教育訓練給付金の対象となる経費 (① + ②) 1,400,000 円	
① 一括払	① 入学料 (税込額) (※割引・還元措置を実施した場合には その差引き後の税込額とすること。)	300,000 円
② 分割払	② 受講料 (税込額) (※割引・還元措置を実施した場合には その差引き後の税込額とすること。)	1,100,000 円
③ 両方可能	(うち、必須教材費	0 円)
	2. 一般教育訓練給付金の対象外となる経費 (① + ② + ③ + ④) 0 円	
	① 副読本代 (税込額)	0 円
	② 実習等に伴う交通費・宿泊費 (税込額)	0 円
	③ 施設維持費 (税込額)	0 円
	④ その他 (法人への寄付金、PCの損害保険料、情報誌代) (税込額)	0 円
	3. 総額 (1+2) (税込額) 1,400,000 円	

〔特記事項〕

--

	科目名	時間数
1	看護理論特論	30
2	看護倫理特論	30
3	看護研究方法論Ⅰ	30
4	看護研究方法論Ⅱ	15
5	医療データサイエンス特論	15
6	コンサルテーション特論	30
7	看護教育特論	30
8	看護マネジメント特論	30
9	異文化看護特論	30
10	フィジカルアセスメント	60
11	臨床薬理学	30
12	病態生理学	30
13	こども看護学特論Ⅰ（発達理論）	30
14	こども看護学特論Ⅱ（健康の維持・増進、回復）	30
15	こども看護学特論Ⅲ（高度な看護実践の方法）	30
16	こども看護学特論Ⅳ（医療環境・制度・政策）	30
17	こども看護学演習Ⅰ（包括的アセスメント）	60
18	こども看護学演習Ⅱ（病態生理・診断・治療）	60
19	こども看護学演習Ⅲ（多様な健康状態と生活の場）	60
20	こども看護学実習Ⅰ（診断・治療）	90
21	こども看護学実習Ⅱ（高度実践/プライマリケア）	180
22	こども看護学実習Ⅲ（高度実践）	180
23	がん看護学特論Ⅰ（がん看護学理論）	30
24	がん看護学特論Ⅱ（がん看護学援助論）	30
25	がん看護学特論Ⅲ（がんの病態と診断治療）	30
26	がん看護学特論Ⅳ（がん薬物療法看護）	30
27	がん看護学特論Ⅴ（緩和ケア）	30
28	がん看護学演習Ⅰ（エビデンス検索と活用）	60
29	がん看護学演習Ⅲ（がん看護実践演習）	60
30	がん看護学実習Ⅰ（診断治療実習）	60
31	がん看護学実習Ⅱ（役割開発実習）	60
32	がん看護学実習Ⅲ（高度実践実習：がん薬物療法看護）	90
33	がん看護学実習Ⅳ（高度実践実習：緩和ケア）	90
34	精神看護学特論Ⅰ（歴史と法制度）	30
35	精神看護学特論Ⅱ（心身のアセスメント）	30
36	精神看護学特論Ⅲ（精神科の治療技法）	30
37	精神看護学特論Ⅳ（看護理論と援助技法）	30
38	精神看護学特論Ⅴ（リエゾン精神看護）	30
39	精神看護学演習Ⅰ（援助技法に関する演習）	60
40	精神看護学演習Ⅱ（フィールドワーク）	60
41	精神看護学実習Ⅰ（高度実践/直接ケア）	270
42	精神看護学実習Ⅱ（高度実践/CNSの役割）	90
43	精神看護学実習Ⅲ（高度実践/リエゾン精神看護）	90
44	課題研究	120
	合計時間	960

教育訓練給付金の適正な利用に必要な事項について

教育訓練給付金を適正に利用していただくために、以下の点について十分にご理解いただくようお願いいたします。

- (1) 一般教育訓練給付の支給対象となる教育訓練経費とは、教育訓練の受講に必要な入学料及び受講料（最大1年分）に限られます。
- (2) 受講料には、受講費のほか、受講に伴い必須となる教材費用等も含まれますが、検定試験受験料、補助教材費、補講費、交通費、パソコン等の器材費等は含まれません。また、クレジット会社に対する手数料、支給申請時点での未納の額（クレジット会社を介してクレジット契約が成立している場合を除きます。）も教育訓練経費に含まれるものではありません。
- (3) 現金等（有価証券等を含みます。）や物品の還元的な給付（一つの講座について、クリアファイル等の総額千円未満の安価な物品等を付与する場合は除く。）その他の利益を受けた場合や、各種割引の適用を受けた場合には、その還元的な給付額や割引額等を差し引いた額が教育訓練給付金の対象となる教育訓練経費となります。

このため、このような還元的な給付等を受けた場合には、入学料及び受講料の額から当該還元額を控除した額で教育訓練給付金の支給を申請することが必要になります。

なお、当該教育訓練経費に係る領収書又はクレジット契約証明書の発行後、受講料の値引き等により教育訓練経費の一部の還付が行われた場合には、教育訓練給付金の支給申請に際しては、教育訓練実施者が受講者に発行する、還元額等が記載された「返還金明細書」の提出が必要となります。

- (4) 一般教育訓練給付金は、当該教育訓練を実際に本人が受講し、かつ、修了した場合のみ支給されるものです。このため本人以外の者が受講し、又は修了試験等を受験等した場合には、一般教育訓練給付金は支給されません。

また、当該教育訓練の修了試験に際して、あらかじめ解答が添付されている場合等にあつては、当該教育訓練を修了したものとは認められていませんので、一般教育訓練給付金の支給を受けることはできません。